

「中小企業応援隊等産業支援機関向け AI・IoT セミナー開催事業」 企画・運営委託業務仕様書

1 委託事業名

「中小企業応援隊等産業支援機関向け AI・IoT セミナー開催事業」企画・運営委託業務

2 委託業務の目的

AI・IoT の活用が企業の生産性向上、競争力強化を図る上で不可欠となっている中、府内中小企業の伴走支援を行う京都府中小企業応援隊員等に対し、AI・IoT の基礎知識、ノウハウ、発信能力等の習得のためのセミナーを実施し、AI ファシリテーターを育成する。

3 対象

中小企業応援隊員等

(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、京都産業21、
農業会議、農業改良普及センター等)

4 事業の概要

受講者を「実際には AI・IoT プロジェクトを経験したことのない者」、「システム開発を主体的に行なったことのない者」程度のレベルと想定し、「AI および IoT における本質を理解できる」、「被支援企業とビジネスの発展をベースとして AI・IoT に関する議論ができる」レベルに引き上げる内容のセミナーを実施する。

。

5 委託業務内容

「中小企業応援隊等産業支援機関向け AI・IoT セミナー」開催にもとづく各種業務

- プログラムの作成
- 講師の選定と調整、講義の実施（期間内に3回）
- 受講者募集案内に必要なデータの提供
- 講義に必要な資料の作成・印刷
- 事業完了報告書の作成

6 再委託の禁止

- (1) 受託者は、財団の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 財団は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。
ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
 - ①再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超えている場合
 - ②委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

7 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

8 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を発注者に提出し、財団の検査を受けるものとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属する。